

令和3年度  
ペットボトル協働回収モデル事業  
業務委託

仕 様 書

三 重 県

## 業務概要

- 1 業務名称 令和3年度ペットボトル協働回収モデル事業業務委託
- 2 履行期間 契約の日から令和4年3月4日（金）
- 3 納入場所 三重県環境生活部廃棄物対策局廃棄物・リサイクル課

### 4 業務の目的

国のプラスチック資源循環戦略（令和元年5月31日策定）では、2035年までにすべての使用済プラスチックをリユース又はリサイクル、それらが技術的・経済的な観点等から難しい場合には熱回収も含め100%有効利用することが目標として示されている。

また、同戦略に基づき、「プラスチック資源循環の促進等に関する法律」の策定が進められており、本県においても、三重県循環型社会形成推進計画（令和3年3月策定）に基づき、プラスチックごみの排出を抑制し、天然資源投入量や二酸化炭素排出量の削減など環境負荷を低減させつつ更なる資源循環を促進するため、ペットボトルの水平リサイクルなどの高度なりサイクルシステムの構築を進めることとしている。

こうした背景のもと、本業務は、本県で発生するプラスチック資源のうち、ペットボトルを地域で水平リサイクル（ボトル to ボトル）する仕組みを構築するため、行政回収や民間回収、自動販売機横のリサイクルボックスからの回収など、地域で回収されるペットボトルの品質向上やボトル to ボトルに向けた地域住民の行動変容を促すための効果的な啓発手法等について、モデル事業を通じて検証するものである。

### 5 業務の着手

受託者は、契約締結後14日以内に本業務に着手し、発注者に届出をしなければならない。この場合において、着手とは受託者が本業務の実施のため監督員との打合せを開始することをいう。

### 6 業務の実施体制及び方法

- （1）本業務の実施にあたり、受託者は業務の円滑な実施を図るため実施方針や工程等の検討を行い、業務実施計画（実施計画書、業務工程表等）を策定し、県に提出する。
- （2）本業務の実施にあたり、他都道府県市の廃棄物処理担当者や民間団体等からの意見聴取、必要な資料を収集・使用するにあたっては、発注者と協議のうえ

受託者の責任において関係者と交渉し、引用することについての承諾を得るものとする。

- (3) 受託者はモデル事業の実施の際に、十分に対応できる人数を配置し、事業実施や関係者からの問い合わせに対応するものとする。
- (4) 本業務の従事者に対しては、事前に研修を行うものとする。
- (5) 受託者は、本業務についての打ち合わせ・協議を適宜行うものとする。
- (6) その他、本業務に係る補償・経費等の一切は、受託者において負担するものとする。

## 7 管理技術者等の選任

受託者は、管理技術者及び照査技術者を選任し、本県の承認を得るものとする。

管理技術者は、業務の全般にわたり技術的管理を行うものとし、照査技術者は、業務の進行などの照査を実施するものとする。

管理技術者は照査技術者を兼ねることはできないものとする。

管理技術者は過去に同等の業務に従事した実績を有する者を選任するものとする。

## 8 必要書類の提出

受託者は、業務契約後 14 日以内に三重県環境生活部廃棄物対策局廃棄物・リサイクル課に下記の書類を提出し、承認を得るものとする。

- (1) 委託業務着手報告書
- (2) 実施計画書
- (3) 業務工程表
- (4) 業務実施体制及び各担当者（管理技術者・照査技術者を含む）の提出
- (5) 過去に同等の業務を実施したことがわかる書類
- (6) その他、本県が必要とする書類

## 9 業務スケジュール

詳細なスケジュールについては事業者提案によるものとするが、令和3年9月及び11月を目途にモデル地域で回収・組成調査を行うこと。また、それぞれ回収・組成調査を実施後に報告を行うこと。令和4年3月4日（金）までに報告書を提出すること。また、本業務のスケジュール案を表1に示す。

表1 スケジュール案

業務内容	7	8	9	10	11	12	1	2	3
関係機関の調整	→	▶							
事業実施準備	→	▶							
モデル事業実施（1回目）			→	▶					
調査結果分析・中間報告				→	▶				
ボトル to ボトルに向けた啓発				→	▶				
モデル事業実施（2回目）					→	▶			
調査結果分析・中間報告						→	▶		
普及に向けた課題・対応策							→	▶	
報告書作成							→	▶	

## 10 業務内容

本業務では、本県で発生するプラスチック資源のうちペットボトルの水平リサイクル（ボトル to ボトル）に係る仕組みを構築するため、上記業務スケジュール案を参考に以下の業務を実施するものとする。

### （1）モデル地域の選定

飲料メーカーやベンダーごとに実施している点在する自動販売機横の使用済ペットボトルの回収について、津市内でモデル地域を設定し、モデル事業を実施する。モデル地域は事業者提案により設定する。

モデル地域の選定については、津市の人口の10%以上がカバーできる範囲を設定するものとする。

なお、津市は県内で比較的人口が多く、県内で行政回収によるペットボトルの回収量が最も多い。また、ボトル to ボトルに資する工場が立地する地域である。

### （2）自動販売機横のペットボトル協働回収モデル事業の実施

モデル地域内で自動販売機横の使用済ペットボトルの効率的な回収を行うとともに、その量と組成の調査を行い、回収後のペットボトルは県の指示する施設でペットボトル原料とする。また、現状の回収方法をふまえ、より効率的な回収方法について検討を行う。

なお、回収モデル事業は2回実施することとし、1回目と2回目の間にボトル to ボトルに向けた啓発を実施するものとする。

事業の実施については、「（4）モデル事業の実施方法」を参照すること。

### （3）行政回収及び民間回収ペットボトル回収モデル事業の実施

モデル地域内のボトル to ボトルの促進に向けて、行政回収及び民間回収された使用済ペットボトルの組成調査を行う。また、現状の回収方法をふまえ、より効率的な回収方法について検討を行う。

なお、回収モデル事業は2回実施することとし、1回目と2回目の間にボトル to ボトルに向けた啓発を実施するものとする。

事業の実施については、「(4) モデル事業の実施方法」を参照すること。

#### (4) モデル事業の実施方法について

(2) 及び (3) のモデル事業実施にあたり、以下の業務を行うものとし、業務を着実かつ効率的に実施するため、計画、実施方法、実施体制、ボトル to ボトルに向けた効果的な啓発について、事業者が提案し、実施する。(「令和3年度ペットボトル協働回収モデル事業業務委託企画提案書作成要領」参照)

- ①モデル事業実施に向けた関係機関（排出事業者、回収業者）との調整
- ②モデル事業の計画の作成・進行管理、消耗品等の準備
- ③モデル事業の実施、回収したペットボトルの処理（原料化）
- ④回収したペットボトルの量と組成の調査（※）（詳細は後段に記載）
- ⑤ボトル to ボトルに向けた効果的な啓発の実施（2回目の回収前に実施）
- ⑥モデル事業の調査結果（組成調査、周知結果を含む）の取りまとめ
- ⑦報告書の作成
- ⑧その他、業務実施にあたり必要な事項

#### ※「④回収したペットボトルの量と組成の調査」について

組成調査については、モデル事業で回収したペットボトルに混入している異物の種類及び割合、ペットボトルの性状（キャップ、ラベル、ボトル内の飲み残し等の有無）を把握するとともに、周辺ごみの散乱状況も把握する。

また、ボトル to ボトル工場での受け入れを前提に品質の確認も行う。

#### (5) モデル事業結果の検証

(2) から (4) で実施したモデル事業の実施結果を取りまとめるとともに、モデル事業で得られた調査結果を検証するものとする。以下の項目は必ず検証すること。検証については、下記内容を踏まえ、実施方法や実施体制について、事業者が提案し、実施する。( (4) の項目と合わせて提案可)

- ①排出場所ごとで回収されるペットボトルの質
- ②ボトル to ボトルに向けた啓発後に回収されるペットボトルの質
- ③周辺環境の変化（ごみの散乱状況等）
- ④コスト
- ⑤環境負荷

⑥普及に向けた課題及び必要な対応策

(6) 報告書の作成

(1) から (5) の内容を取りまとめ、報告書を作成すること。1 回目と 2 回目のモデル事業実施後にそれぞれ中間報告書を作成すること。報告書は中間報告書の内容を含む、事業全体の報告書とすること。

①中間報告書の作成

当該事業において、モデル事業実施状況及び組成調査の結果（速報値でも可）を取りまとめ、中間報告を行うこと。

中間報告期限（第1回） 令和3年10月末  
 中間報告期限（第2回） 令和3年12月末  
 提出部数 各2部（電子媒体 各1部）

②報告書の作成

報告書では、(1) から (4) について、中間報告書の内容を含め、事業全体の実施状況、調査・検証結果を取りまとめ、報告すること。また、その概要版も作成すること。

報告期限 令和4年3月4日（金）  
 報告書 10部（電子媒体2部）  
 報告書（概要版） 10部（電子媒体2部）

<事業イメージ>

	回収量 (トン/年)		フロー	現状の主なリサイクル手法	モデル事業の目的	検証内容
	三重県	津市				
自動販売機	1,218	174		マテリアルリリサイクル	モデル事業による連携体制の構築 BtoBの促進	①排出場所ごとで回収されるペットボトルの質の変化
行政回収	4,829	618		マテリアルリサイクル ケミカルリサイクル	BtoBの促進	②ボトルtoボトル呼びかけ後の回収されるペットボトルの質の変化
店頭回収	3,031	805		マテリアルリサイクル	BtoBの促進	③コストの変化 ④環境負荷の変化 ⑤周辺環境の変化
合計	9,078	1,597				

## 11 貸与資料

- ①令和2年度産業廃棄物の処理にかかる書類発送及びデータ集計業務委託成果品：紙
  - ・産業廃棄物処理実績報告データ：電子
  - ・産業廃棄物管理票等交付状況報告書データ：電子
- ②令和元年度多量排出事業者の産業廃棄物処理計画実施状況報告書：電子
- ③平成28年度高度地域循環圏形成実態調査業務委託成果品：紙
- ④プラスチックの資源循環に係る基礎調査及びマッチング等促進検討業務委託報告書：電子

## 12 成果品

本業務における成果品を表1に示す。

- ◆サイズ、色：A4版モノクロ両面（A3版の資料は折込むこと）を基本とするが、視認性を考慮する必要がある資料については、カラー印刷とすること。表紙はA4版カラー単色とすること。
- ◆目次を付け、本編からページ番号を付加する。

表1 成果品一覧

成果品名	部数	提出媒体	提出期限	備考
中間報告書(第1回)	2	紙	R3.10.29	簡易ファイル綴じ
	1	電子	R3.10.29	
中間報告書(第2回)	2	紙	R3.12.28	簡易ファイル綴じ
	1	電子	R3.12.28	
報告書	10	紙	R4.3.4	製本
	2	電子	R4.3.4	
報告書(概要版)	10	紙	R4.3.4	製本
	2	電子	R4.3.4	

## 13 その他特記事項

- (1) 本業務を実施に必要となる資機材や人員については、本業務に含む。
- (2) この仕様に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、委託者と協議の上決定するものとする。
- (3) 受託者は貸与物品及び本業務における成果物（中間成果物を含む。）については、当該業務においてのみ使用することとし、これらを蓄積したり、他の目的に使用してはならない。
- (4) 貸与する各種資料及び物品の取扱については、紛失及び破損のないよう万全を期すこと。
- (5) 業務終了後、受託者は貸与する各種資料及び物品のうち、紙媒体のものについては速やかに返納し、電子媒体のものについては速やかに消去すること。

- (6) 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うこと。
- (7) 本契約により発生した著作物の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利で、第27条及び第28条に定める権利を含む。）及び著作物の翻案等により発生した二次的著作権は、委託料の支払いが完了したときをもって三重県に譲渡されるものとする。また、乙は著作権を譲渡した著作物に関して、著作者人格権を行使しないものとする。
- (8) 受託者は、業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者または暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の責務を負うものとする。
  - ア 断固として不当介入を拒否すること。
  - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする事。
  - ウ 委託者に報告すること。
  - エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。
- (9) 受託者が（8）のイまたはウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱第7条の規定により、三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じる。
- (10) 県から調査内容に係る指示があった場合は、指定する期日までに対応し、報告すること（必要に応じて来庁すること）。
- (11) 委託期間が終了した後においても、県が本仕様書に係る成果品や調査内容について疑義照会等、必要な対応を要求した場合は責任を持って対応すること。